

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
湟川地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成28年3月29日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 1経営体
個人 2経営体
集落営農（任意組織） 1組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
湟川みのり会を中心に農地の集積及び転作田での麦作付を行い、5年後を目標に法人化して、農機具等への適切な投資、共同作業により効率的な農業生産活動を目指す。